

児童相談所の相談支援体制の強化

1 現状

○児童虐待相談受付・対応件数は増加傾向にある

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
受付件数	288	383	515	417	453
対応件数	181	235	379	291	326

* 対応件数：相談受理後、調査し虐待と認定し対応した件数

2 課題

○検証委員会の提言(H27)や、児童虐待防止対策体制総合強化プラン(H30)に基づいた児童相談所の体制や専門性の強化が求められる

- ・関係支援機関との連携強化と情報共有
- ・適宜・適切なアセスメントの実施
- ・子どもの安全を最優先にした一時保護の実施
- ・児童相談所の職員の専門性強化 など

3 平成31年度の取り組み

■職員の専門性の確保

○外部専門家の招へい

- ・機能強化アドバイザー（中央児相・幡多児相：年20回）
- ・児童心理司アドバイザー（幡多児相：年4回）

○法的対応力の強化

- 拡**・弁護士による定期相談の拡充、臨時相談の実施と法的対応の代行

○その他の機能強化

- 拡**・職種別・経験年数別の職員研修の実施 ・児童福祉司スーパーバイザーの研修強化
- 新**・親子関係再構築支援などの家族支援研修の受講（児童福祉司対象）
- 拡**・トラウマを念頭に置いたケアに関する研修の受講（児童心理司対象）

拡 ■中央児童相談所の整備・移転による相談体制機能等の充実

- ・障害相談も含め、子どもに関するあらゆる相談をワンストップで対応
- ・一時保護所の居室の個室化や緊急一時保護対応室の確保による機能の充実と体制の確保

■検証委員会による児童相談所への提言に対する対応

市町村の要保護児童対策地域協議会への積極的な支援

1 現状

○市町村（要保護児童対策地域協議会等）の現状

- ・担当職員の人事異動等による専門性の確保・継続が困難
- ・適宜・適切なアセスメントの実施や援助方針の決定・見直しへの支援が必要

2 課題

○児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づいた児童家庭相談支援体制の抜本強化

- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の強化
- ・要保護児童対策地域協議会の活動強化
- ・市町村職員の専門性の強化

3 平成31年度の取り組み

■市町村における児童家庭相談支援体制の強化

○各市町村（要保護児童対策地域協議会）への積極的な支援

- ・経験年数や職階に応じた実践的な研修の実施
- 拡**・市町村管理ケースの援助方針等への個別の指導・助言

拡 ○市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進

- ・児童家庭相談支援体制等の実態把握と拠点設置に向けた助言及び支援（H30：2市町 → H31：11市町）

○高知市（要保護児童対策地域協議会）への重点支援

- 新**・市管理ケースの支援方法の助言（定例支援会議：毎月）や関係機関との情報共有の支援（新規ケース連絡会：毎月）
- ・市管理ケースの支援計画作成支援（随時） ・地域における見守り体制の構築 など

1 現状

○妊娠11週以下での妊娠届出率：93.3% (H29年度：速報値)

○高知県の0～2歳の未就園児は全体の約4割

	0歳	1歳	2歳	計
入所児童数	1,083	3,329	4,107	8,519
児童数	4,681	4,734	5,075	14,490
入所率	23.1%	70.3%	80.9%	58.8%

(H30.4.1現在 特定教育・保育施設等運営状況調査)

○全国の虐待死亡事例における0歳～2歳の割合は約8割
H28.4月～H29.3月に死亡した子どものうち、0～2歳児の割合 40人/49人
(出典：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 第14次報告)

2 課題

- 地域の実情に応じた妊娠期からの支援の充実
→子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センター等を核とした支援体制の構築
- 保健・福祉と地域が連携した切れ目のない支援体制の充実
→0～2歳の未就園児の家庭を支援する仕組みの充実

3 平成31年度の取り組み

■ リスクに応じた適切な対応

- 母子保健と児童福祉の連携のさらなる強化
- 要保護児童対策地域協議会の活動支援
- 子ども家庭総合支援拠点の設置促進
- 民生委員・児童委員等による地域の見守り機能の充実

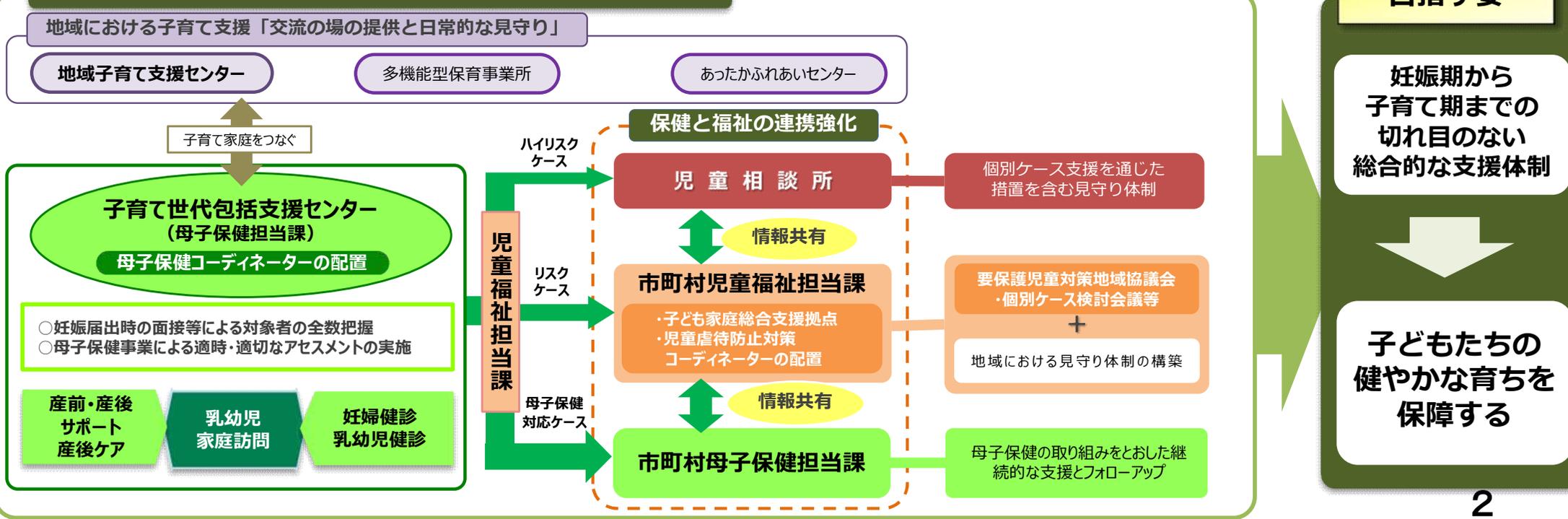
■ 子育て世代包括支援センターの機能強化と運営支援

- アセスメント・継続的なモニタリングの強化

■ 子育て支援サービスの拡充と機能強化

- 地域子育て支援センターへの支援
- 多機能型保育事業の推進
- あったかふれあいセンターの機能充実への支援

地域における子どもの見守り連携体制のイメージ



【大目標Ⅳ】

「高知版ネウボラ」の推進

～子育て家庭の不安の解消/働きながら子育てできる環境づくり～

児童家庭課・健康対策課
教育委員会・少子対策課



【予算額】 H30当初 126,391千円→H31当初案 134,395千円

1 現状

○産後ケアニーズ調査によると、心身に何らかのリスクを抱えていた産婦が地域に一定数存在し、約1/3が産後体調不良の状態であった。
(H26高知県実施)

○地域で子育てを支えるために重要だと思ふもの (H29年度県民意識調査)

- ・子育てに関する悩みについて気軽に相談できる人や場があること 40.8%
- ・不意の外出や親の帰りが遅くなった時などに子どもを預かる人や場があること 25.9%

2 課題

- 妊娠期からの産前・産後ケアサービスの拡充と人材育成等への支援が必要
- 子育て家庭のニーズに円滑に対応できる相談支援の体制強化
→身近な地域における相談窓口の確保及び支援機能の強化
→適切な支援につなげるための連携体制の構築
- 働きながら子育てしやすい環境づくりの充実
→地域資源を活かした柔軟な支援体制の確保

3 平成31年度の取り組み

拡 ○子育て世代包括支援センターの機能強化と運営支援【再掲】

拡 ○子育て支援サービスの拡充と機能強化【再掲】※

- ・市町村が実施する産前・産後ケアサービスの拡充
- ・地域子育て支援センターの拡充と機能強化
- ・多機能保育事業やファミリー・サポート・センターの促進

拡 ○支援に携わる実務者による定期的な協議の場づくり

拡 ○ネウボラ推進会議の開催支援 ※

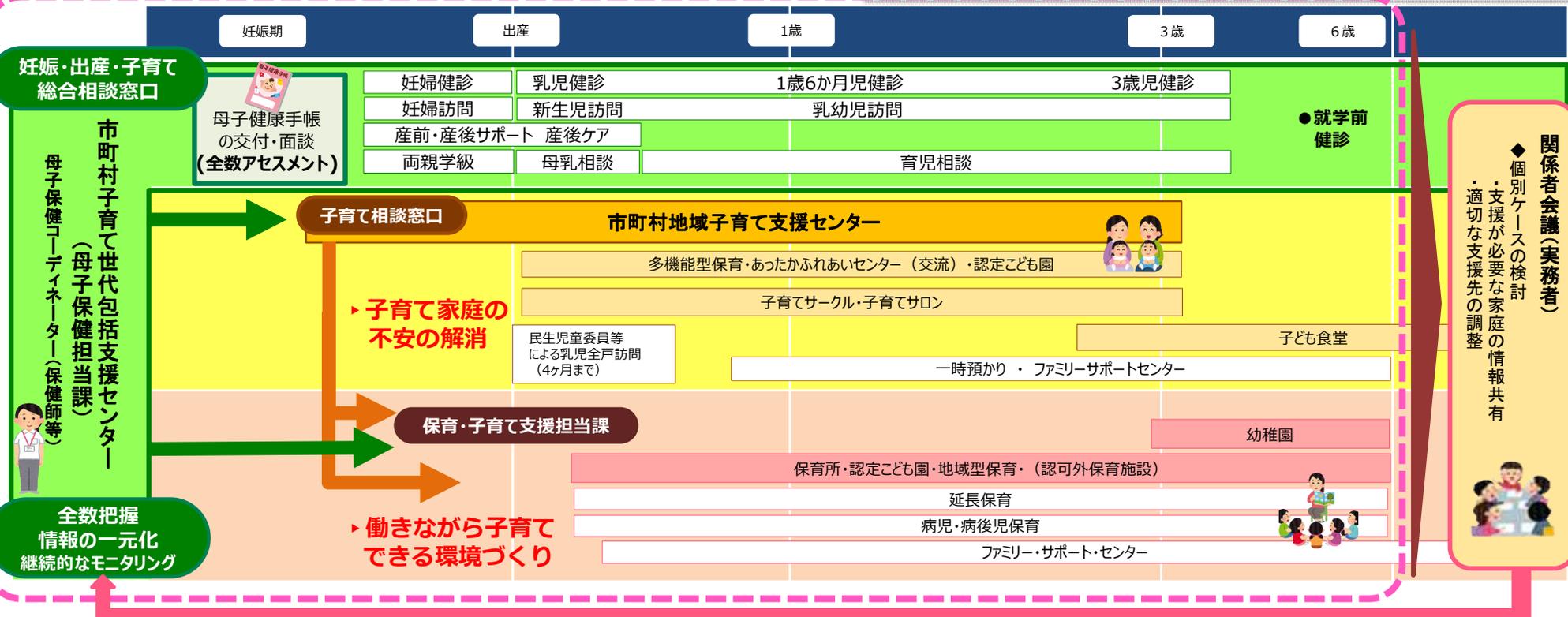
- ・市町村のネウボラ推進体制の構築に向けた支援

拡 ○高知版ネウボラを支える人材の育成と確保 ※

- ・スキルアップ研修等の実施

○妊娠・出産・子育てに関する情報発信の充実

※安心子育て応援事業費補助金の
メニュー拡充による市町村支援



ネウボラ推進会議(代表者等)

- ・地域の現状課題を把握
- ・地域の実情にあった妊娠・出産・子育て支援施策の強化を検討
- ・子育て支援等のネットワーク構築

社会的養護の充実（子どもたちへの支援策の抜本強化）

1 現状と課題

里親委託率は増加傾向にあるものの、全国平均を下回っている

高知県の里親委託率の推移（各年度末現在）

（単位：％）

Table with 7 columns: Year (H24-H29), Prefecture (高知県), National Average (全国). Values range from 6.9 to 17.2 for high prefecture and 14.8 to - for national average.

H28年度末 児童養護施設入所者の高卒後の進路の状況

Table comparing high prefecture and national average for graduation paths: 進学 (20.0% vs 27.1%), 就職 (80.0% vs 69.5%), 計 (100% vs 96.6%).

里親（養育・養子縁組）登録の状況（H30.12月末現在 ファミリーホーム含む）

里親名簿登録者数：79組 委託里親数：50組 未委託里親：29組

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（H30.7.10）

- ※策定要領において国が目指す里親委託率
・3歳未満児 75%（5年以内）
・3歳以上～就学前児 75%（7年以内）
・就学後児童 50%（10年以内）

2 平成31年度の取り組み

(1) 包括的な里親養育支援体制の構築

- リクルート、研修、マッチング、委託後の支援等を通じた一貫した里親養育支援体制の構築
①里親制度等普及促進・里親リクルート
②里親研修・トレーニング等事業
③里親訪問等支援事業

(2) 施設の高機能化及び多機能化と入所児童等の自立支援の充実

- ・小規模グループケアの実施、児童養護施設等職員の処遇改善を支援
・児童の安心安全、健康被害の防止に向けた環境改善への支援
・乳児院と医療機関の連携を強化し、医療的ケアが必要な児童の円滑な受け入れを促進
・児童養護施設等を退所し、就職又は進学する子どもたちへの支援

(3) 社会的養育推進計画の策定

- ・児童福祉法の抜本的な改正に伴い、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくための「高知県社会的養育推進計画」を策定

ひとり親家庭への支援の充実（保護者等への支援策の抜本強化）

1 現状と課題

(H27高知県実態調査)

- 支援を必要とするひとり親に十分な情報が行き届いていない
○母子家庭の正規雇用率は低い
○子どもの教育・進学等に悩みを抱えている方が多い

ひとり親の就職状況 平成30年4月～30年12月実績()内は対前年同期

Table with 3 columns: 機関名, 新規求職者数, 就職者数. Rows include ハローワーク, ひとり親家庭等就業・自立支援センター, 高知家の女性しごと応援室.

※1 他機関へつないだ後、就職された方も含む
※2 3か月以内の就職希望者のうち、母子家庭と把握できた人数

提供：高知労働局、児童家庭課、県民生活・男女共同参画課

支援の方向性

必要な情報が行き届く環境の整備

ひとり親家庭の就業、生活の安定

子どもの将来の不安解消

2 平成31年度の取り組み

(1) 情報提供・相談体制の強化

- ・離婚届など様々な機会、SNS等のツールを活用した情報発信や、ひとり親支援団体との官民協働による広報等情報提供の強化
・児童扶養手当現況届提出時期や利用者の希望に応じた移動相談の開設や、養育費等に関する専門的な問題に対応するための弁護士等専門家による法律相談の実施

(2) 就業支援の強化

- ①就業のための支援
・「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」「ハローワーク」「高知家の女性しごと応援室」との連携の強化による就職機会の拡充
②資格や技能の取得への支援
・一定の資格を取得するための教育訓練講座受講料への支援の拡充
・就業促進に向けた高等職業訓練受講中の給付金の支給の拡充

(3) 経済的支援の充実

- ・未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（仮称）の支給
・母子父子寡婦福祉資金貸付事業（就学支度資金）の拡充（貸付限度額の引き上げ等）
・市町村が実施する母子・父子家庭の医療費助成事業への助成による対象者の拡大（未婚のひとり親に対して、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施）

【大目標Ⅲ】

高知家の子ども見守りプランの推進

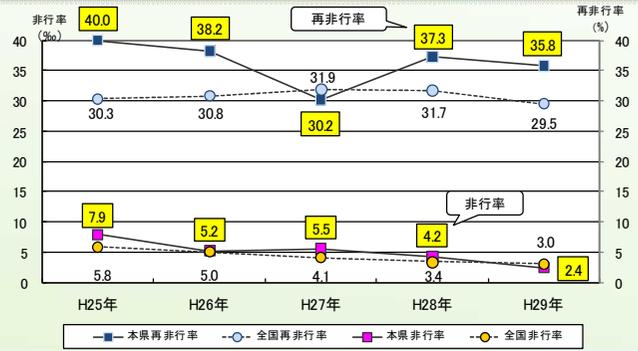
知事部局・教育委員会・県警察

【予算額】H30当初 4,391千円 → H31当初案 3,765千円

現 状

■ 少年非行の状況を示す指数が改善されつつあるが、再非行率は全国平均より高い。

- 少年1,000人当たりの刑法犯少年（非行率）
H28：4.2人（全国：3.4人）全国ワースト8位
→ H29：2.4人（全国：3.0人）全国ワースト28位
- 刑法犯総数に占める少年の割合
H28：23.5%（全国：17.1%）全国ワースト4位
→ H29：14.4%（全国：17.1%）全国ワースト32位
- 刑法犯少年の再非行率
H28：37.3%（全国：31.7%）全国ワースト3位
→ H29：35.8%（全国：29.5%）全国ワースト4位



予防対策

◎ 不良行為による補導人数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	前年比
全体	4,641	3,279	3,623	3,000	2,098	-30.1%
うち深夜徘徊	2,837	1,909	2,181	1,634	923	-43.5%

入口対策

◎ 入口型非行人数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	前年比
全体	318	203	216	154	84	-45.5%
うち万引き	189	123	138	109	45	-58.7%

立直り対策

◎ 刑法犯少年及び再非行少年人数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	前年比
刑法犯少年	518	356	364	271	151	-44.3%
うち再非行	207	136	110	101	54	-46.5%

「高知家の子ども見守りプラン」に基づき取り組みを実施

◎ 早急に解決すべき7つの課題の解決⇒関係機関（知事部局、教育委員会、県警察）の連携による少年非行防止対策の推進!

（課題1）子どもの規範意識を育み、非行を未然に防止するための取り組みの強化

- ・親子で規範意識や非行について考える機会を作ったり、深夜営業等の店舗への防犯啓発や万引き防止・深夜徘徊防止のための一声運動の実施等による非行防止の啓発を実施

（課題2）学校における生徒指導体制の強化

- ・県と市町村の教育委員会が一体となって、小学校からの生徒指導や予防的な生徒指導の取り組みなどを強化することにより、子どもを非行に向かわせない環境を整備

（課題3）子どもの立直りを支援し、社会で孤立させないための取り組みの強化

- ・少年サポートセンターの活動を充実させ、非行少年への学習支援、学校への復帰進学・就労支援など、子どもの立直りを支援するための体制を構築

（課題4）地域で子どもを見守り、育む気運の醸成

- ・地域社会がこれまで担っていた地域の支え合いの機能や教育機能が弱まる中、県と市町村が連携して、地域での見守り活動や非行の芽の早期発見につながる地域活動への支援を強化するなど、地域社会全体で子どもの育ちを支援する体制づくりを推進

（課題5）養育上の課題がある家庭に対するアプローチの強化

- ・不適切な養育環境が非行の要因のひとつ
⇒妊娠期や出産・育児期に養育上の支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要な支援が適切に行える体制を整備
- ・教育委員会と学校が連携して、健康的な生活習慣の定着につながる取り組みを強化
- ・家庭環境の悪化が非行の要因のひとつ
⇒保護者の親族や地域社会からの孤立を防ぐ支援体制を確立
- ・児童虐待は非行につながる要因のひとつ
⇒身体的虐待やネグレクトなどといった養育上の課題のある家庭の早期発見と対応及び虐待の手前のレベルでの早期支援の取り組みを強化

（課題6）発達の問題になる子どもや保護者への支援の充実

- ・関係機関が連携のうえ、発達の問題になる子どもの早期発見・早期療育の推進や、個々の子どもの状況を踏まえた専門的な相談支援などを充実

（課題7）子どもが自立した社会生活を営む基礎づくり

- ・非行少年の学校への復帰や就労などを通じて子どもの立直りを支援するための体制を構築

少年非行の防止に向けた抜本強化策の目指すべき姿（成果目標）

予防対策

不良行為による補導人数の前年比2%低減を目指します。

入口対策

入口型非行人数を平成24年(445人)の90%以下に抑制します。

立直り対策

再非行少年人数の前年比5%低減を目指します。

課題ごとの具体的な取り組みは次ページを参照 5

～少年非行の防止に向けた抜本強化策～

（課題1）子どもの規範意識を育み、非行を未然に防止するための取り組みの強化

予防対策

- 親子の絆教室の開催（警察）
 - ・幼稚園・保育所の親子を対象とした規範意識の醸成活動
- 親育ち支援啓発の推進（教委）
 - ・保育所・幼稚園等の保護者や保育者を対象とした研修の実施
- 非行防止教室（警察）
 - ・県内の小・中学校で実施
- いじめ防止教室の実施（警察・教委）
 - ・小学生を対象にしたいじめ防止教室を、学校と連携してT・T方式で実施
- 道徳教育やキャリア教育、読書活動等の推進（教委）
- 高知県思春期相談センター「PRINK」における思春期の性に関する相談・啓発活動（健康）
- SNSを活用した相談事業（教委）
 - ・SNSを活用して、いじめを含め、様々な悩みを抱える生徒に対する相談を実施
- コンビニ等の店舗への防犯啓発（警察）

- 学校ネットパトロールの実施（教委）
 - ・ネット上のいじめ等に巻き込まれていないか検索・監視を行い、早期発見・早期対応につなげる
- 携帯電話及びスマートフォンのフィルタリングの推進（警察・教委）
 - ・保護者や事業者への協力依頼

予防対策

入口対策

- 万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動の定着・普及に向けた関係機関・団体との連携（福祉）
 - ・各市町村少年補導育成センター及び日本フランチャイズチェーン協会との連携による一声運動の定着・普及
 - ・一声運動協定締結企業 21社・約520店舗（コンビニ、スーパー、ドラッグストア等）



入口対策

- スクールソーシャルワーカーの配置（教委）
 - （H30：33市町村・学校組合、13県立高校、3県立中高、6特別支援学校
 - H31：35市町村・学校組合、14県立高校、4県立中高、6特別支援学校）
 - ・特に厳しい状況にある子どもたちへの支援の充実のため、特定の市へ重点配置 7市
- 高知市少年補導センターの体制確保（教委）
 - ・万引き防止集会と自転車盗難防止教室の充実
- 市町村の少年補導センターへの補導教員・補導専門職員の配置（教委）
 - ・健全育成のための街頭補導や啓発活動等
- 自転車盗難被害防止モデル校の指定（警察）
 - ・県内の中・高等学校をモデル校に指定し、鍵かけの励行等を啓発
- 薬物乱用防止教室の開催（警察・健康・教委）

（課題2）学校における生徒指導体制の強化

予防対策

- 学級経営ハンドブック・生徒指導ハンドブックの活用を推進（教委）
 - ・生徒指導主事会や校内研修で活用し、指導体制を強化
- 高知夢いっぱいプロジェクトの推進（教委）
 - ・未来にかがやく子ども育成型学校連携事業 H31：2中学校区
 - ・学校活性化・安定化実践研究事業 H31：中学校4校
 - ・夢・志を育む学級運営のための実践研究事業 H31：小学校5校
 - ・魅力ある学校づくり調査研究事業 1市
 - ・自尊感情や自己有用感の向上を図るための生徒指導の充実

- 学級づくりパワーアップ講座（教委）
 - ・これまで養成したリーダーの活用を通して、市町村全体の学級経営力向上の取り組みを推進
- 学校・警察連絡制度の効果的な活用（警察・教委）
 - ・補導事案等の情報提供や連絡、指導による立直り支援

入口対策

- スクールカウンセラー等の配置（教委）
 - ・全公立学校（350校）へ支援（小学校192校、中学校105校、義務教育学校2校、高等学校37校、特別支援学校14校）
- アウトリーチ型スクールカウンセラーの配置（教委）
 - ・市町村の教育支援センターにスクールカウンセラーを配置し、カウンセリングによる見立て、支援会での助言や訪問臨床を実施（H30：8市→H31：10市）

- 生徒支援コーディネーターの養成研修（教委）
 - ・高等学校における校内支援体制づくり
- 生徒指導主事（担当者）会の実施（教委）
 - ・小・中・高等学校、特別支援学校の生徒指導主事（担当者）会での開発的・予防的な生徒指導の組織的な推進の強化
- 学校・警察連絡制度の効果的な活用（警察・教委）【再掲】

立直り対策

- 緊急学校支援チームの派遣（教委）
 - ・いじめや児童生徒の生命に関わる深刻な問題が発生した学校を支援

（課題3）子どもの立直りを支援し、社会で孤立させないための取り組みの強化

立直り対策

- 少年サポートセンター（警察）と福祉、教育との連携（警察・教委・福祉）
 - ・警察職員、教員、福祉職員（福祉司・心理司）の専門性を活かした非行からの立ち直り支援の実施
- 少年に手を差し伸べる立直り支援の充実（警察）
 - ・カウンセリングや体験型支援（学習、料理、スポーツ、レク等）を取り入れた多角的な支援の実施
 - ・親支援の充実
- 児童相談所による相談支援（福祉）
 - ・非行相談への対応や教育機関への支援
- 希望が丘学園での自立支援（福祉）
 - ・関係機関との連携によるアフターケアの強化

（課題6）発達の気になる子どもや保護者への支援の充実

予防対策

- 発達の気になる子どもや保護者への支援（福祉）
 - ・中央児童相談所が、障害相談も含め、子どもに関するあらゆる相談をワンストップで対応
- ユニバーサルデザインによる授業改善の推進（教委）
- 小・中学校等校内支援の充実・強化（教委）
 - ・発達障害等がある児童生徒が十分な教育が受けられるよう校内支援体制を充実
 - ・巡回アドバイザーによる学校支援の徹底
- 市町村に親育ち・特別支援保育コーディネーターを配置（教委）【再掲】
- 特別支援保育専門職員の活用（教委）
- 高等学校生徒支援コーディネーターを中心とした支援の充実（教委）
- 専門的な教員の養成（大学院派遣）（教委）
 - ・特別支援教育コースに4名派遣など
- 巡回相談員派遣事業（教委）
 - ・専門家チーム等による学校支援の推進

入口対策

立直り対策

- 発達障害児や家庭への専門的な相談援助活動（福祉）

（課題4）地域で子どもを見守り、育む気運の醸成

予防対策

- 民生・児童委員等による地域における見守り活動の推進（福祉）
 - ・小学校等と情報を共有し、子どもや家庭の見守りを推進
 - ・要保護児童対策地域協議会との連携した地域における見守り体制の構築
- PTA連合会等と連携した保護者への非行防止に向けた啓発（教委）
- 地域と学校が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちの成長を支える活動を推進（教委）
 - ・地域学校協働本部事業
H30:33市町村125支援本部218校
→ H31:33市町村138支援本部236校
- 新・放課後子ども総合プラン（全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことが出来る居場所づくり）の推進（教委）
 - ・放課後児童クラブ推進事業
H30:175箇所 → H31:180箇所
 - ・放課後子ども教室推進事業
H30:148箇所 → H31:145箇所
- 高校生の健全育成に向けた高P連育成員制の活性化（教委）

拡

拡

（課題7）子どもが自立した社会生活を営む基礎づくり

立直り対策

- 無職少年の自立と就労支援に向けた取り組みの強化（福祉）
 - ・見守りしごと体験講習の利用促進に向けた学校や支援機関等への見守り雇用主制度の周知
見守り雇用主：26市町村・82社169箇所
(H31.1月末時点)



（課題5）養育上の課題がある家庭に対するアプローチの強化

予防対策

- 乳幼児期の支援が必要な家庭の把握と県と市町村が連携した積極的な支援（市町村・健康・福祉）
 - ・各市町村の保健と福祉の連携体制をチェックし、フォローアップ体制を充実強化
- 保育所・幼稚園・小・中学生の生活リズムの向上を支援（教委）
 - ・「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進
- 小・中・高校生のよりよい生活習慣の実践に向けた支援（教委・健康）
- 乳幼児期からの望ましい生活習慣の確立に向けた支援（教委）
- 市町村に親育ち・特別支援保育コーディネーターを配置（教委）
- 家庭支援推進保育士の配置と資質向上に向けた支援（教委）

入口対策

立直り対策

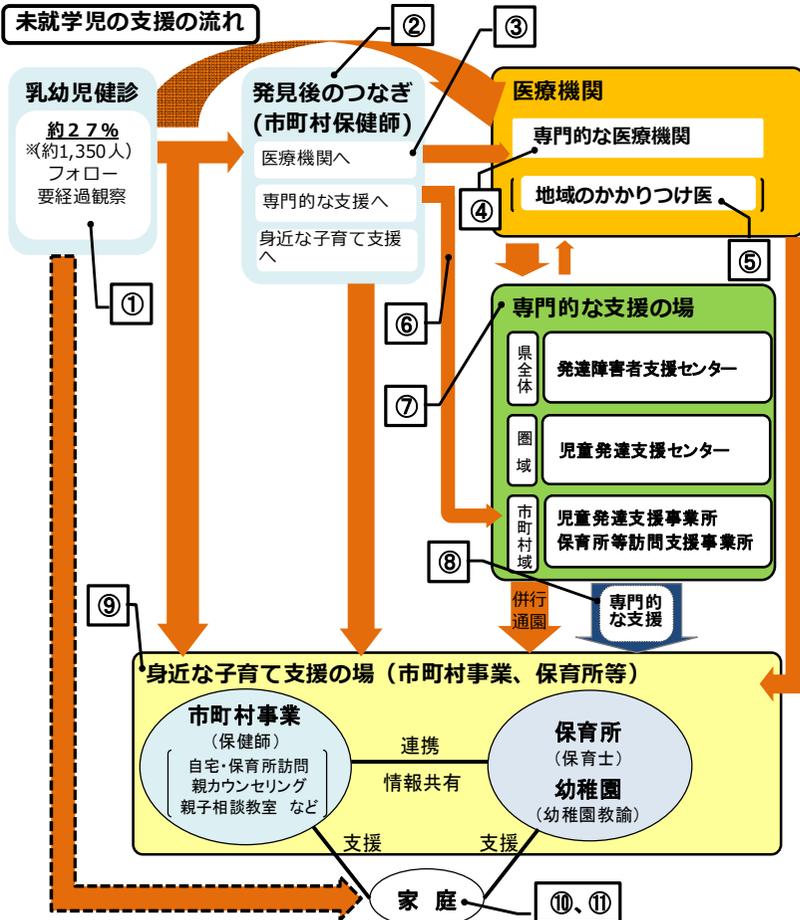
- 市町村家庭相談担当部署と児童相談所が連携した相談援助の実施（市町村・福祉）

- 若者サポートステーションとの連携による就学・就労支援（教委・福祉）

- ・若者の学びなおしと自立支援の充実
- ・中学卒業後等の進路未定者の支援に向けた教育と福祉の連携強化

1 現状

- 高知ギルバーク発達神経精神医学センターの疫学研究の暫定値では、乳幼児健診を受診した子どものうち、約40%が何らかのフォローが必要であることが分かってきたが、市町村における乳幼児健診後のフォローの割合とは開きがある
- フォローが必要な子どもは、未就学児の多くが通う保育所等において何らかの支援を受けているが、医療や専門的な支援につながっている子どもは少ない



※ () 内の数字は『平成28年度乳幼児健診における支援を必要とする児童の実態調査』により推計

2 課題

【乳幼児健診における早期発見】

① 乳幼児健診従事者の対応力の向上が必要

【健診後の保健師等による支援】

② 支援を必要とする子どもがノーケアにならないよう、関係機関への確実なつなぎが必要

【医療機関での発達障害の診療】

③ 医療の必要性を見極めと医療機関へのつなぎが必要

④ 専門医師等の養成が必要

⑤ かかりつけ医等の関与が必要

【専門的な支援の場】

⑥ 確定診断の有無にかかわらず、保健師等の見立てによる福祉サービスの支給決定が必要

⑦ 未就学児支援の専門的な療育機関の量的拡大が必要

※療育機関数は増えてきているが、まだ不十分
児童発達支援事業所 H24.5月:9箇所⇒H30.12月:28箇所
放課後等デイ事業所 H24.5月:7箇所⇒H30.12月:58箇所

【身近な子育て支援の場】

⑧ 専門職 (リハビリ職、心理職等) による地域支援の提供体制の構築が必要

⑨ 市町村の母子保健事業や発達障害の子どもの多くが通う保育所等での支援の充実を図るため、市町村保健師、保育所等における保育士等の障害児への対応力の向上が必要

【発達障害児者及び家族への支援】

⑩ 地域に専門家がいなくても取り組むことができる家族支援の充実が必要

⑪ 保護者によるサポートの充実が必要

3 平成31年度の取り組み

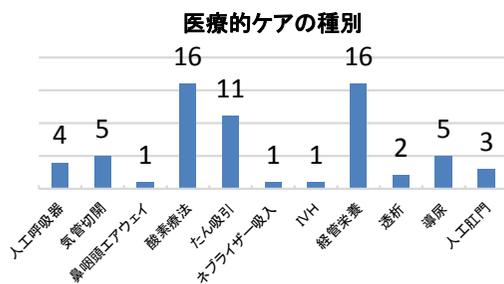
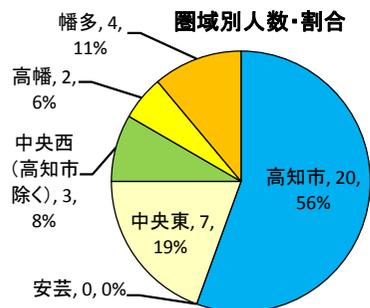
凡例 <>内は対象者

- ⇒ ● 発達障害の早期発見のための観察ポイントを学ぶ研修会の開催 <保健師等>
- 健診従事者への専門職 (心理職、言語聴覚士等) 配置を促進
- ⇒ ● 乳幼児の発達の見方や親支援を学ぶ研修会の開催 <保健師等>
- 家族が障害特性を理解し支援につながるよう、発達障害に関する正しい知識と理解の普及啓発の充実
- ⇒ ● 乳幼児の発達の見方や親支援を学ぶ研修会の開催 <保健師等> 【再掲】
- 医療機関以外でアセスメントやカウンセリングを受けられる体制の整備
- 大学での寄附講座の開設による発達障害スクリーニングができる人材の養成 <専門職>
- ⇒ ● 高知ギルバークセンターによる症例への見識を深める研修会・学習会等の開催 <小児科医・精神科医等>
- 大学での寄附講座の開設による医師、専門職の養成 <医師、専門職>
- ⇒ ● 乳幼児の発達の見方や発達障害児への支援方法を学ぶ研修会の開催 <医師等>
- 専門医の参画により発達障害児者支援地域協議会ワーキンググループにおいて発達障害の診療等のあり方を検討
- 大学での寄附講座の開設による医師、専門職の養成 <医師、専門職> 【再掲】
- ⇒ ● 市町村保健師等の見立てによる支給決定の促進
- 乳幼児の発達の見方や親支援を学ぶ研修会の開催 <保健師等> 【再掲】
- ⇒ ● 児童発達支援事業所の規模拡大や放課後等デイサービス事業所の児童発達支援への参入促進のため、専門人材を養成する研修会の開催 <事業所職員等>
- 地域支援機能を有する児童発達支援事業所等の新規開設や機能強化への助成
- 養成校や職能団体と連携を図りながら、発達障害に精通した専門人材の育成・確保のあり方を検討
- ⇒ ● 子どもや保護者が集まる施設等を巡回し、保護者や支援者に対し、早期対応のための助言等を行う市町村事業を支援
- ⇒ ● 子どもの行動特性を理解して、問題行動を減少させることを目的としたプログラムを学ぶ研修会の開催 <保健師、保育士等>
- 幼保研修等による体系的な人材育成 【教委】
- 親育ち・特別支援保育コーディネーター、巡回相談員による助言指導 【教委】
- ⇒ ● 保護者が、子どもの行動の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたペアレント・プログラムの普及拡大
- ⇒ ● 発達障害児の子育て経験のある保護者をペアレントメンターとして養成し、相談支援・情報提供の実施

1 現状

◎ 医療的ケアが必要な在宅の未就学児の状況（H30.10.31時点）（障害福祉課調べ）

医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいう



対象児: 36名
 県中央部に8割が居住
 ⇒ 本人の状態、年齢、介護者など、個別の状況に応じたそれぞれの支援策が必要

2 課題

- 児童発達支援事業所、保育所等での受入れ体制**
 - 児童発達支援事業所(重症心身障害児事業所を除く)、保育所等の医療的ケア児の受入れはほとんどできていない
 - 個々のニーズに対応できる体制になっていない
 - 訪問看護は、原則居宅での利用に限定されており、保育所等への訪問看護が不可
 - 市町村からは、看護師配置、訪問看護師による支援、人材育成研修等の希望が多い
- 適切な福祉サービスを提供するための人材育成研修**
 - 相談支援専門員における課題として、医療的ケア児についての知識や対応経験が不足していること、家族に対する心のケアが困難だと感じていること、などがある
 (相談支援専門員へのアンケート結果)
- 家族支援**
 - 医療的ケア児が利用できる医療型の短期入所事業所が少ない
 - 家族の精神面への支援(ピアサポートなど)ができていない
- 情報提供**
 - 利用できるサービスなどの情報を分かりやすく提供できていない

3 今後の取り組み

- 児童発達支援事業所、保育所等での受入れ体制
- 適切な福祉サービスを提供するための人材育成研修
 - 市町村による医療的ケア児のニーズ把握と事業実施への支援
 - 相談支援専門員等を対象とした人材育成研修の実施
 ⇒ 保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進

(3) 家族支援

- レスパイト環境の整備
 (医療機関による短期入所サービスの提供)
- ピアサポートの推進

(4) 情報提供

- 医療的ケア児とその家族等が、個別のニーズに応じたサービス等を利用しやすくなるよう、情報提供体制の拡充

4 平成31年度の取り組み

- 児童発達支援事業所、保育所等での受入れ体制
- 適切な福祉サービスを提供するための人材育成研修
 - 医療的ケア児加配看護師等雇用事業 (教育委員会幼保支援課) (県1/2 市町村1/2)
 - ① 保育所等への加配看護師の配置に係る経費の助成
 - ② 保育所等への看護師の訪問に係る経費の助成
 - 訪問看護師による医療的ケアの実施
 - 市町村が雇用する看護師への技術援助
 - ③ 医療的ケア児・者への受診援助
 - 訪問看護師の付き添いに係る経費の助成
 - 乳児院等多機能化推進事業 (児童家庭課)
 - 乳児院に医療機関等連絡調整員を配置し、医療的ケア児の受け入れ体制を確保
 - 児童発達支援事業所での医療的ケア児の受け入れの促進
 - 相談支援専門員等のスキルアップを図る研修の実施
 - 医療的ケア児等に対する適切な支援が行える人材の養成(医療的ケア児等コーディネーターの養成)
- 家族支援
 - 医療的ケアに対応できる短期入所サービス事業所の確保
 - 家族の精神面への支援
 - 重度障害児者の家族同士の支援を推進するため、重度障害児者の家族を対象としたピアカウンセラーの養成
 - 重度障害児者の家族の集いの開催
- 情報提供
 - 家族、支援者等が必要な時に必要な情報が得られ、サービス等の利用につながるよう、相談支援事業所等の医療的ケア児等支援のコーディネート機能の強化

